

1, ボランティア団体活動助成の対象は、

ボランティア活動を主たる目的とする団体を指し

下記の条件を満たすものを言う。

- ①活動に公益性・広域性があるもの
- ②収益目的の活動ではないこと（実費分相当の有償ボランティアは可とする）
- ③総会開催の義務がない。

（団体例）

- ・子育てサロン・地域サロン・有償ボランティア・子ども食堂・傾聴ボランティア
- ・学習支援・手話、点訳、要約奉仕・朗読ボランティア・清掃ボランティアなど

2, 福祉団体（当事者団体）活動助成の対象は、

ボランティア活動を主たる目的としない団体を指し

下記の条件を満たすものを言う。

- ①課題等を共有する**当事者を主として構成される団体**で、会員の生活向上などを通して地域貢献を行っているもの。
- ②収益目的の活動ではないこと（実費分相当の有償ボランティアは可とする）
- ③総会が開催され、行政の担当課や会員への活動報告や、収支報告、今後の運営方針の決定を行っている。

（団体例）

- ・障害者団体・女性会・老人クラブ・母子父子会・更生保護団体
- ・町内会自治会連合会など

3, 公益団体活動助成の対象は、

ボランティア活動を主たる目的としない団体を指し

下記の条件を満たすものを言う。

- ①活動に公益性・広域性があるもの。
- ②収益目的の活動ではないこと（実費分相当の有償ボランティアは可とする）
- ③総会が開催され、行政の担当課や会員への活動報告や、収支報告、今後の運営方針の決定を行っている。

（団体例）

- ・民生委員児童委員協議会など

4, 奄美市社会福祉協議会活動助成の対象は、

社会福祉法人奄美市社会福祉協議会